

## よくあるお問合せ

カテゴリー	Q	A
就労証明書右上	現在フリーランスで働いており、会社名等は特にない。就労証明書の事業所名には何と書けばよいのか。	確定申告する際の屋号名等をお書きください。 屋号名等がない場合、事業する際に広く使用している名称や個人名を記載してください。
就労証明書右上	本社ではなく現場へ直行直帰している場合、就労証明書はどこで記入すればよいのか。	在籍の確認や就労の契約内容を把握できる事務所又は本社で記入してください。
就労証明書右上	出向中の場合、就労証明書は出向元と出向先のどちらが証明するのか。	在籍の確認や就労の契約内容を把握できるところが記入してください。
就労証明書右上	就労証明書の記入について、事業所が移転する場合、住所はどのように記載すればよいか。	証明日時点の住所と併せて、移転先の住所もご記入ください。
就労証明書右上	就労証明書は誰が記入するのか。	・会社に雇用されている方（従業員の方）の場合は、勤め先の会社が記入します。 ・個人事業主の方の場合は代表者が記入します。
3	有期の場合は現在の契約期間を書けばよいか。採用されてからの期間を書けばよいか。	採用された当初から途切れなく契約が継続している場合には、「雇用（予定）期間等」の期間の始期は、当初の働き始めた日を記載してください。途切れている場合、直近で契約が途切れた期間の直後に働き始めた日を記載してください。
4	就労証明書の本人就労先事業所欄について、対象の従業員が出向している場合、出向先と本来所属している会社・事業所とどちらを記入すればよいか。	現に勤務している場所（出向先）を記入してください。
6	1日8時間勤務だが、日によって出勤時間が異なる場合（フレックスタイム制等）、固定就労と変則就労、どちらに記載すれば良いか。また、就労時間帯はどのように記載すれば良いか。	1日の勤務時間が固定の場合は固定就労欄に記載してください。就労時間帯については、固定就労欄に記載する場合には、雇用契約上の就労時間帯を記載してください。
6	証明日時点の就労契約を変更する予定だが、変更前の契約と変更後の契約のどちらを記載すればよいか。	証明日時点の契約状況を記載してください。そのうえで備考欄に変更後の契約状況（一月当たりの就労日数・一月当たりの就労時間）といつから変更されるかを記載してください。
8, 9	過去に取得した産前産後休業、育児休業期間をどこまで記載すればよいか。	直近で取得している育児休業を9欄に記載していただき、その他過去に取得していた休業はすべて備考欄に記載してください。ただし、過去の情報を調べることが困難な場合には、容易に分かる範囲で記載いただければ問題ありません。
9	育児休業を7月末まで取る予定だが、保育所等の入所が内定したら復職する予定である。就労証明書の「9 育児休業の取得」欄にはどのように書けばよいか。	「9 育児休業の取得」には、当初予定の令和8年7月末まで育児休業期間を記載してください。 そのうえで、「11 復職（予定）年月日」には現時点で決定もしくは予定している日付、「15 入所内定時育休短縮可否」には保育所等の入所が内定した際に利用開始月中に育児休業を終了することが可能かどうかのチェックを記載してください。
11	保育所等に内定したら育児休業を短縮し復職できるが、復職する日にちがまだ分からない。この場合はどのように記載すればよいか。	復職（予定）日は、現時点で決定もしくは予定している日付を記載してください。どうしても記載が難しい場合には、「11 復職（予定）日」は空欄のままで、「18 備考欄」に「復職日は未定」と記載してください。 なお、保育所等に内定したら育児休業を短縮し復職できる場合には、「15 入所内定時育休短縮可否」で「可」または「可（予定）」にチェックをしてください。
12	現在、育児短時間勤務を取得しているが、就労証明書の育児短時間に関する記載は、証明日時点でのよいか。それとも、基準日時点でのよいか。	証明日時点の状況でご記入ください。
17	父又は母が単身赴任中だが就労証明書は必要か。	必要です。就労証明書の「17 単身赴任期間（予定含む）」に単身赴任の期間を記入していただき、提出してください。単に別居している状態は、単身赴任には該当しません。
18	備考欄には何を記載すればよいか。	1～17の項目で記載しきれない事項を記載してください。 就労証明書裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」において、記載いただきたい内容を列挙していますので、必ずご確認ください。
19	就労証明書の保護者記載欄の児童名について、既に入所しているきょうだいの氏名も記入が必要か。	今回の申請で利用を希望する児童（同時に申請している児童を含む）とすでに入所しているきょうだいの氏名をご記入ください。

19	就労証明書の保護者記載欄に「利用中」「申込中（第一希望）」とあるが、どれにチェックをするのか。	現在保育所等を利用していない場合や、保育所等を利用中で転園申請をする場合には、「申込中（第一希望）」にチェックして、施設名の欄には、第一希望の施設・事業名を記載してください。 また、今回の申請する対象ではないがきょうだいが施設・事業を利用中の場合には、「利用中」にチェックして、施設名の欄には、現在利用中の施設・事業名を記載してください。
その他	「月2回以上の夜勤」とは、どのような場合を指すか。	常態的に月2回以上の夜勤がある場合を指します。例えば、契約で夜勤についての規定がある場合や月2回以上の夜勤を実態として行っている場合も含みます。 また、宿泊を伴う出張は夜勤1回と考えます。
その他	自分で印刷すると、設定の関係で片面2枚になってしまった。提出し直しとなるか。両面印刷必須か。	両面は必須ではありません。会社が証明した項目、保護者記載欄を漏れなく印刷したものであれば片面2枚でも問題ありません。
その他	転職直後だが、前職の就労証明書も用意した方がよいのか。	基準日の翌日以降に就労開始の場合で、基準日時点で他での就労をしていた方は、備考欄に退職日の書かれた前職の就労証明書も提出してください。 (例) 4月一次申請（基準日：9月30日） 10月1日以降にB社で働き始める場合で、9月30日までA社で就労していた場合には、A社とB社の就労証明書を提出してください。 A社の就労証明書の提出があった場合には、基準日時点において「就労している」とこととして取り扱うことができます。
その他	①就労証明書の記載内容に誤りがあった場合、自分で訂正してよいか。 ②就労証明書をダウンロード用のエクセルで作成してもらった。文章が途切れている部分がある。どうしたらよいか。 ③会社に書いてもらった就労証明書に修正テープが使用されていた。	①就労先に訂正を依頼してください。 ※会社が作成した就労証明書を保護者が修正することは、申請内容の改ざんにあたり、保育所等が利用できなくなる場合があります。 ②印刷した証明内容が読み取れない場合は、会社に再作成を依頼してください。 ③会社に再作成を依頼してください。修正液・修正テープは使用できません。
その他	就労証明書に押印は必要か。 また、押印しても問題ないか。	押印は不要です。 会社として押印をしたいという事であれば、記載内容にかぶらないように押印していただければ問題ありません。
その他	勤め先に横浜市様式の就労証明書を渡し、記入を依頼したが、左上の宛名が横浜市長以外の証明書もしくは会社独自の様式に記入された証明書が返ってきた。このまま提出して問題ないか。	原則、横浜市の各年度のHPに掲載されている様式や利用案内に挟み込まれている様式で提出していただく必要があるため、勤め先に再記入を依頼してください。
その他	きょうだいがいるので2枚記載依頼があったが、コピーでもよいか。	1枚作成していただければ、2枚目はコピーしたものでも問題ありません。
その他	会社に就労証明書のExcel版を作成してもらい、電子メールで受け取ったデータを自分（保護者自身）で印刷しても問題ないか。	問題ありません。
その他	訂正の方法は。（訂正印は必要か。）	訂正印は不要です。 二重取消線で訂正してください。
その他	期間の終了の年が、プルダウンの選択肢にない。	終期の年を手入力できるようにしているため、手入力してください。 それ以外の項目であれば「18 備考欄」に記載してください。
その他	①令和7年度と令和8年度の両方を申請する予定だが、それぞれの年度の様式で準備する必要があるか。 ②令和7年度の保育所等利用申請をする予定だが、令和8年度の様式で記載してしまった。	基本的には、申請する年度の様式の使用をお願いしておりますが、就労証明書については昨年度から項目の変更はないため、一方の年度の様式で作成いただき、コピーしたものを、もう一方の年度の申請に添付いただいても問題ありません。 しかし、 <u>証明日が、利用申請書の提出日から6か月より前のものである場合には、給付認定及び利用調整上不利になることがあるため</u> 、令和7年度と令和8年度の申請時期が離れている場合には、改めてご準備することをおすすめします。
その他	以前の手続きで、令和7年度の様式で作成したものを、令和8年度の保育所等利用申請でコピーして使用してもよいか。	基本的には、申請する年度の様式の使用をお願いしておりますが、就労証明書については昨年度から項目の変更はないため、就労状況等の記載内容の変更がない場合には、すでにご用意いただいた令和7年度の様式をコピーして使用いただいても問題ありません。 しかし、 <u>証明日が、利用申請書の提出日から6か月より前のものである場合には、給付認定及び利用調整上不利になることがあるため</u> 、証明日と今回の申請する提出日の期間が離れている場合には、改めてご準備することをおすすめします。